

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	6,000,000,000
計	6,000,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成17年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成17年12月9日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	3,373,647,813	3,373,647,813	東京、大阪、名古屋、福岡、札幌各証券取引所 (東京、大阪、名古屋は市場第一部)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
計	3,373,647,813	3,373,647,813	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、商法第280条ノ20及び商法第280条ノ21の規定に基づき、ストックオプションの付与を目的として、当社の取締役及び執行役員に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行している。当該新株予約権の内容は次のとおりである。

① 平成15年6月26日開催の定時株主総会の特別決議に基づき、平成15年7月29日開催の当社取締役会においてその具体的な内容を決議し、平成15年8月11日に発行した新株予約権の内容。

	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数	535個	430個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	535,000株	430,000株
新株予約権の行使時の払込金額	315円(注1)	同左
新株予約権の行使期間	平成17年6月27日から 平成21年6月26日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 315円 資本組入額 158円	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは 当社取締役会の承認を要する ものとする。	同左

(注) 1 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。
なお、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものとする。

- (1) 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。
- 2 (1) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた対象者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を失った後も、これを行使することができるものとする。
また、新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。
- (3) 新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は、当社取締役会の承認ある場合を除き、これを認めないものとする。
- (4) その他の条件については、平成15年6月26日開催の定時株主総会の特別決議及び平成15年7月29日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- ② 平成16年6月25日開催の定時株主総会の特別決議に基づき、平成16年7月30日開催の当社取締役会においてその具体的な内容を決議し、平成16年8月11日に発行した新株予約権の内容。

	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数	500個	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	500,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	289円(注1)	同左
新株予約権の行使期間	平成18年6月26日から 平成22年6月25日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 289円 資本組入額 145円	同左
新株予約権の行使の条件	(注2)	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは 当社取締役会の承認を要する ものとする。	同左

(注) 1 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

なお、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものとする。

- (1) 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。
- 2 (1) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた対象者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を失った後も、これを行使することができるものとする。
また、新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。
- (3) 新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は、当社取締役会の承認ある場合を除き、これを認めないものとする。
- (4) その他の条件については、平成16年6月25日開催の定時株主総会の特別決議及び平成16年7月30日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

- ③ 平成17年6月28日開催の定時株主総会の特別決議に基づき、平成17年7月29日開催の当社取締役会においてその具体的な内容を決議し、平成17年8月11日に発行した新株予約権の内容。

	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数	502個	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数	502,000株	同左
新株予約権の行使時の払込金額	294円（注1）	同左
新株予約権の行使期間	平成19年6月29日から 平成23年6月28日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 294円 資本組入額 147円	同左
新株予約権の行使の条件	（注2）	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは 当社取締役会の承認を要する ものとする。	同左

（注）1 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

なお、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものとする。

- (1) 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

- (3) 当社が資本の減少、合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本の減少、合併又は会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。
- 2 (1) 各新株予約権の一部行使はできないものとする。
- (2) 新株予約権の割当てを受けた対象者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役又は執行役員の地位を失った後も、これを行使することができるものとする。
また、新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使することができるものとする。
- (3) 新株予約権の第三者への譲渡、質入れその他一切の処分は、当社取締役会の承認ある場合を除き、これを認めないものとする。
- (4) その他の条件については、平成17年6月28日開催の定時株主総会の特別決議及び平成17年7月29日開催の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成17年4月1日～ 平成17年9月30日	—	3,373,647	—	265,608,781	—	203,536,197

(4) 【大株主の状況】

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口	東京都中央区晴海一丁目8番11号	149,874	4.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	東京都港区浜松町二丁目11番3号	148,334	4.4
野村信託銀行株式会社退職給付信託東京三菱銀行口	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	125,666	3.7
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番12号)	80,022	2.4
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505103 (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行兜町証券決済 業務室)	P. O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U. S. A. (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	64,125	1.9
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	63,000	1.9
野村信託銀行株式会社退職給付信託三菱信託銀行口	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	45,934	1.4
ザ バンク オブ ニューヨーク トリートイー ジャスデック アカウント (常任代理人 株式会社東京三菱 銀行カスタディ業務部)	AVENUE DES ARTS, 35 KUNSTLAAN, 1040 BRUSSELS, BELGIUM (東京都千代田区丸の内二丁目7番1 号)	42,943	1.3
指定単受託者三井アセット信託銀行株式会社1口 (常任代理人 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	東京都港区芝三丁目23番1号 (東京都中央区晴海一丁目8番11号)	41,137	1.2
ノーザン トラスト カンパニー (エイブイエフシー) アカ ウント ユー エス エル (常任代理人 香港上海銀行 東京支店)	50 BANK STREET CANARY WHART LONDON E14 5NT UK (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	38,991	1.2
計	—	800,029	23.7

(注) ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・エル・シーから、平成17年7月19日付で変更報告書が提出されている。

当社としては、平成17年9月30日現在の当該法人の実質所有株式数を完全に確認できないため、上記大株主の状況は、株主名簿の記載内容に基づいて記載している。

なお、当該変更報告書による平成17年6月30日現在の株式所有状況は以下のとおりである。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ブランデス・インベストメント・パートナーズ・エル・エル・シー	11988 EL CAMINO REAL, SUITE 500, SAN DIEGO, CA92191-9048, U. S. A.	316,481	9.4

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成17年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 18,453,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
	(相互保有株式) 普通株式 297,000	—	同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 3,342,613,000	3,342,613	同上
単元未満株式	普通株式 12,284,813	—	同上
発行済株式総数	3,373,647,813	—	—
総株主の議決権	—	3,342,613	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式174,000株(議決権174個)が含まれている。

2 株主名簿上当社が発行済株式総数の4分の1を超えて所有している会社名義となっているが実質的には当該会社が所有していない株式が3,251株あり、「完全議決権株式(その他)」欄に3,000株(議決権3個)及び「単元未満株式」欄に251株を含めて記載している。

3 「単元未満株式」欄には以下の自己株式及び相互保有株式が含まれている。

当社所有	748株
日本建設工業(株)	765株
(株)東北機械製作所	500株

② 【自己株式等】

平成17年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数の 合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 三菱重工業(株)	東京都港区港南二丁目16番5号	18,453,000	0	18,453,000	0.55
(相互保有株式) 日本建設工業(株)	東京都中央区月島四丁目12番5号	72,000	0	72,000	0.00
(株)東洋製作所	東京都品川区東品川四丁目11番34号	160,000	0	160,000	0.00
(株)東北機械製作所	秋田市茨島一丁目2番3号	2,000	0	2,000	0.00
(株)菱友システムズ	東京都港区高輪二丁目19番13号	40,000	0	40,000	0.00
(株)寺田鉄工所	広島県福山市新浜町二丁目4番16号	20,000	0	20,000	0.00
長菱ハイテック(株)	長崎県諫早市貝津町2165番地	3,000	0	3,000	0.00
計	—	18,750,000	0	18,750,000	0.56

(注) 株主名簿上当社が発行済株式総数の4分の1を超えて所有している会社名義となっているが実質的には当該会社が所有していない株式が3,251株あり、上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄に3,000株(議決権3個)及び「単元未満株式」欄に251株を含めて記載している。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成17年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	292	280	291	293	315	429
最低(円)	272	269	278	280	280	315

(注) 株価は、株式会社東京証券取引所(市場第一部)の市場相場である。

3 【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はない。